

令和2年度入園



上士幌町認定こども園「ほろん」 入園児募集



認定こども園ほろんでは、子育て世帯の負担を軽減するため、
全園児の**保育料と給食費は無料**としています！

受付期間

令和2年 **1月6日(月)~15日(水)**

入園できる年齢

生後8か月~5歳(令和2年4月1日時点)

認定・申込み区分

認定は3区分

認定こども園に入園するには、入園の申し込みとあわせて町から認定を受ける必要があります。入園の申し込みおよび認定には、3つの区分があります。

区分	要件等	保育・教育時間
1号認定子ども (教育標準時間認定)	子どもが 満3歳以上(令和2年4月1日時点) で、 教育を希望 する場合	8時30分から13時00分まで(4時間30分)
2号認定子ども (保育認定)	子どもが 満3歳以上5歳まで(入園日時点または入園中に) 、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育を希望 する場合	・保育短時間 8時30分から16時30分まで(8時間)
3号認定子ども (保育認定)	子どもが 8か月以上(入園日時点)満3歳未満 で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育を希望 する場合	・保育標準時間 7時30分から18時30分まで(11時間)

※1号認定(教育標準時間認定)と2号および3号認定(保育認定)の保育短時間で、基本的な保育・教育時間の前後も延長して保育することができます。また、こども園に入園されていない子どもの一時的な保育も申請により対応しています。

- 1号認定(教育標準時間認定)は、就労等の状況に関係なく認定を受けることができます。
 - 2号および3号認定(保育認定)の子どもに対する保育の提供は、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、パートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分があります。
- ※保育の認定を受けるためには右記の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。

遠距離通園の補助

自宅からこども園までの通園距離が2km以上ある場合は、申請により経費の一部(1km当たり20円)を補助します。

【保育の必要性の事由】

- ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧児童虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合

申込方法

認定こども園に申し込みに必要な書類がありますので、必要事項を記入の上、認定こども園に持参提出してください。

認定および入園申込みに必要な書類

- ①保育等認定申請書兼入園申込書
- ②保育を必要とする事由を証明する書類
就労証明書、就労予定申立書、通院(入院)証明書、保育を必要としている事由申立書等保育を必要とする事由を証明することができる書類
※2号および3号認定の保育を必要とする方が対象で、1号認定を希望する場合は必要ありません。

▶山村開発センター内に保育室を設置しています
平成30年4月から、山村開発センター内にこども園ほろんの分室を設置しています。0~1歳児(乳幼児)の保育は、ほろんと分室の両方を使用します。



※お申し込みやお問い合わせは、認定こども園ほろん(☎2-3686)まで

学童保育所 入所児募集

令和2年度入所

◆対象

小学1~6年生で、入所基準に該当する家庭の児童
※入所基準については、お問い合わせください。

◆期間 4月~翌年3月

※学校の夏休み期間など、一時的な入所も可能です。詳しくは、お問い合わせ下さい。

◆時間および曜日

- ①平日 12時30分~18時
- ②学校休校日 8時~18時
- ③毎週月曜日から土曜日
- ④春休み・夏休み・冬休み期間

※特別な理由がある場合のみ、延長保育の申請ができます。

◆休所日 ①日曜日 ②国民の祝日

- ③臨時の休所日 ④年末年始

◆保育料 1人あたり 月額4,000円(口座振替)

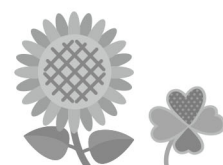
※同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目は2,000円、3人目以降は無料です。

◆申込期間 1月10日(金)~24日(金)

◆申込方法

教育委員会・学童保育所・認定こども園に入所申込用紙(1月9日から配布します)がありますので、必要事項をご記入の上、**教育委員会**まで提出してください。なお、書類提出の際に聞き取り調査をすることがありますので、必ず保護者の方がご持参ください。

◆入所決定 3月中にお知らせします。



※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

子育て支援センター通信

子育て支援センター
☎2-4152

♡1月のなかよしチャレンジ♡

“雪遊び”

こども園の園庭で、お父さまと一緒に雪玉をつくるなど、雪に触れて楽しみませんか？



- ★日時 1月23日(木) なかよし広場内
- ★場所 こども園 園庭
- ★持ち物 スノースーツ、帽子、長靴
手袋(雪がつかないようなナイロン製)
※保護者の方も寒くないよう準備をお願いします。

●お申し込みやお問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで

プレミアム付商品券の購入はお済ですか？

購入期限：1月31日(金)まで

購入引換券をお持ちの方は、上士幌町商工会にて購入できます。期限を過ぎると購入することができなくなります。お早めにお手続きください。※12月31日から令和2年1月5日までの期間は、購入できません。

○プレミアム付商品券の使用期限

使用期限：2月29日(日)まで

商品券の使用期限を過ぎると商品券を使用することができません。お早めにご利用ください。

【注意】プレミアム付商品券を使用して、ガス料金のお支払いはできません。ご了承ください。

※プレミアム商品券に関するお問い合わせは、保健福祉課社会福祉担当(☎2-4296)まで

上士幌町が発注する建設工事の請負、設計・測量等の委託

令和2年度

入札参加資格審査を受け付けます

令和2年度に上士幌町が発注する建設工事の請負、設計・測量等の委託についての入札参加資格審査申請を次の要領で受け付けます。(平成31年1月25日から2月27日までの期間に平成31・32年度分の入札参加資格審査申請をしていない者。)

入札参加を希望する場合は、期間内に申請手続きをしてください。期限経過後の受付は、理由のいかんを問わず認められませんので、ご注意ください。

➤受付期間：1月25日(土)～2月27日(金) ➤申込先：上士幌町役場 総務課

■申請方法

入札参加資格申請システムにおいて、インターネット申請を行ってください。

○ https://nyusatsu.kamishihoro.jp/TEQARS/servlet/com.bidding.k_webmenu

■その他

共同企業体の申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。

※詳しいお問い合わせは、総務課契約担当(☎2-2111)まで

12月1日より一斉改選されました

民生委員・児童委員

ひとりで悩まずに、ご相談ください



この度、令和元年12月1日付けで民生委員児童委員の一斉改選が行われ、新任6名を含む19名の方が「厚生労働大臣」および「北海道知事」から委嘱状を交付されました。また、あわせて「上士幌町社会福祉協力委員」の委嘱状を交付いたしました。

民生委員児童委員とは？

民生委員児童委員は、地域の皆さんが安心して暮らしてできるように、国から委嘱され活動しています。暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど、担当地区の委員にご相談ください。また、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もあります。もちろん、個人の秘密は守ります。

令和元年度 民生委員児童委員名簿 (任期:令和元年12月1日～令和4年11月30日)

(敬称略) ①担当区 ②氏名 ③住所 ④電話

		主任児童委員	主任児童委員
		○子育てや不登校、いじめ、虐待など児童に関する相談を専門に担当	
		①全区 ②村上初枝 ③3の1区 ④2-2183	①全区 ②保里明子 ③11の1区 ④9-2127

※お問い合わせは、保健福祉課社会福祉担当(民生委員児童委員協議会事務局・☎2-4296)まで

セルフメディケーション税制による所得控除について

(医療費控除の特例)

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは、健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組み(健康診断や予防接種など)を行った方が、平成29年1月1日以降に、「スイッチOTC医薬品^{※1}」を購入した際に、その購入費用について確定申告などの際に所得控除を受けることができる制度です。



※1 「スイッチOTC医薬品」とは、医師の処方箋が必要だった薬の安全性が認められ、ドラッグストアなどで購入できるようになった医薬品です。具体的な対象品目は、厚生労働省のホームページに掲載されており、一部の対象薬品のパッケージには、セルフメディケーション税制の対象を示す識別マークが掲載されています。また、領収書にも対象品目を示す表示がされている場合があります。

医療費控除の特例について

- ◆現在も治療のために購入した市販薬に加え、入院費や医療費などと合わせて、年間10万円(または総所得金額の5%)を超えた場合、医療費控除として所得から差し引いて課税対象となる所得を減らすことができます。
- ◆今回、新たな医療費控除の特例制度が創設されたことにより、スイッチOTC医薬品の購入代金だけで年間12,000円を超えれば、超えた金額を課税所得から差し引くことができます。(上限年間88,000円)
- ◆ただし、従来の医療費控除との併用はできません。

【対象期間】

平成29年1月1日～令和3年12月31日(この期間に購入したものが控除対象)

【控除を受けるための要件等】

- ① 次の検診等または予防接種を受けていること
 - 特定健康診断(いわゆるメタボ検診)
 - 健康診査または定期健康診断(事業主健診)
 - 予防接種
 - 市町村が健康増進事業として実施する「がん検診」
- ② 領収書等を添付して申告すること(確定申告または住民税申告)～申告の際に次の書類等が必要です
 - 検診等または予防接種を行ったことを明らかにする書類
 - セルフメディケーション税制対象薬品であり、販売店名・購入日が明記されている領収書
- ③ 申告の際に控除方法を選択すること
 - 確定申告等において、「医療費控除の特例」と「従来の医療費控除」のどちらかを選択

	医療費控除の特例	医療費控除
対象	スイッチOTC医薬品の購入費用	医師の診察・治療費、治療に必要な医薬品代、通院に係る一部交通費など
控除額	12,000円を超えた金額	10万円を超えた金額 ^{※2}
控除額の上限	88,000円	200万円

※2 総所得金額が200万円未満の方は、総所得金額の5%を超えた金額

確定申告における医療費控除の取扱いが変わりました

平成29年分の確定申告から



医療費の領収書の提出の代わりに

「医療費控除の明細書」

の添付が必要となります！

確定申告の際に医療費控除を受ける場合、医療費の領収書の提出が必要でしたが、平成29年分の確定申告から領収書に代わって「医療費控除の明細書^{※1}」の添付が必要となります。

なお、医療保険者から交付を受けた「医療費通知書^{※2}」を添付すると、明細の記入を省略できます。

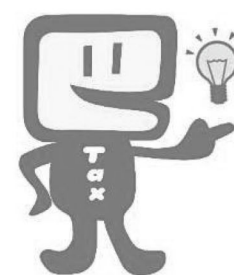
- ※1 「医療費控除の明細書」とは、「医療を受けた人」「病院」「薬局」ごとに医療費を計算して記載する書類のことで、国が定めた様式となります。国税庁のホームページに明細書の様式がありますので、ご参照ください。(明細書の記載例は以下のとおり)
- ※2 「医療費通知」とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などのことで、医療費の支払額が記載された通知書です。

【注意】平成29年から平成31年(令和元年)までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

「医療費控除の明細書」の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻：花子さん)

2/18	■■病院	診療	6,000円	①
5/28	■■病院	診療	3,400円	①
	▲▲薬局	医薬品	700円	②
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円	③
		医薬品	1,100円	



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書
※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)が交付されたかどうか	医療費通知(※)が交付された医療費の金額	医療費通知(※)が交付された医療費の支払先
○	0円	〇〇〇〇

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国税太郎	■■病院	☑ 診察・治療費 ☐ 医薬品購入 ☐ その他	9,400円
同上	▲▲薬局	☐ 医薬品購入 ☐ その他	700円
国税花子	〇〇診療所	☑ 診察・治療費 ☐ 医薬品購入 ☐ その他	4,400円

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	☑ 診察・治療費 ☐ 医薬品購入 ☐ その他	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐ 医薬品購入 ☐ その他	700円
③ 国税花子	〇〇診療所	☑ 診察・治療費 ☐ 医薬品購入 ☐ その他	4,400円

？ 医療費控除とは

医療費控除とは、1月1日～12月31日までの間に支払った医療費が10万円以上(総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額)になる場合、支払った医療費の金額に応じて、所得から差し引ける控除となります。確定申告などの所得の申告の際、医療費控除を受けることにより、所得税や住民税の課税額を抑えることができます。

※お問い合わせは、帯広税務署(☎0155-24-2161)、または町民課賦課担当(☎2-4294)まで

第38回 上士幌ウインターバルーンミーティング

2月8日(土)・9日(日) メイン会場 上士幌町航空公園

全国各地より約20機の熱気球が集結！十勝晴れの上士幌の大空に、熱気球が舞い上がります。

熱気球の体験搭乗や温かい食べ物などの出店もあります。ぜひ暖かな服装でお越しください。



【熱気球体験搭乗】

8日(土) 8:00～15:00

9日(日) 8:00～12:00

・大人 1,000円
・小学生以下 700円

【競技フライト】

8日(土) 7:30～15:00

9日(日) 7:30～12:00

※お問い合わせは、商工観光課観光担当(☎2-4291)まで

季節労働者のみなさまへ

お気軽にご相談ください

「雇用相談窓口」を開設します

十勝北西部通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、通年雇用促進事業を実施しています。

下記の日程で「雇用相談窓口」を開設しますので、ぜひご相談ください。

◆日時 令和2年1月23日(木) 10:30～15:00

◆場所 上士幌町役場1階 町民相談室

◆対象者 上士幌町にお住まいの季節労働者の方

【季節労働者の方とは】

- ・現在、季節雇用で働いている方
- ・季節雇用で働いたあと、離職している方(平成30年4月1日以降の離職者)

※事前予約は不要です。

※お問い合わせ先 ・十勝北西部通年雇用促進協議会

☎0120-980-454

・上士幌町役場町民課

☎2-4294



第38回

子ども冬まつり

1月18日(土) 10:00～

ふれあい公園(わか横広場)

※今年度は場所が変更となります。

冬ならではのレクリエーションや、温かい食べ物の無料配布もあります。

たくさん遊んで寒さを吹き飛ばそう！



※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課 生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

公共施設等の年末年始のお休み予定



	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)
役場・教育委員会 一般業務		—	—		—	—	—	—	—	—		
山村開発センター				—	—	—	—	—	—	—		
生涯学習センターわか				—	—	—	—	—	—	—		
図書館	—			—	—	—	—	—	—	—	—	
交通ターミナル												
ふれあいプラザ【浴場】					※1	—	—	—	—	—	—	
ふれあいプラザ【健康増進・介護支援】		—	—		—	—	—	—	—	—		
スポーツセンター			—	—	—	—	—	—	—	—		
屋内ゲートボール場		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
町民スケートリンク					—	—						
ひがし大雪自然館				—	—	—	—	—	—	—		
農業技術研究センター		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ごみ処理場		—	—		—	—	—	—	—	—		
高齢者等福祉バス運行		—	—		—	—	—	—	—	—		
かみしほろ情報館				—	—	—	—	—	—	—		
子育て支援	認定こども園ほろん			—	—	—	—	—	—	—		
	子育て支援センター		—	—		—	—	—	—	—		
	子ども発達支援センター		—	—		—	—	—	—	—		
	学童保育所			—		—	—	—	—	—		
医療機関	上士幌クリニック		※2	—	—	—	—	—	—	—	—	
	はげあん診療所		—	—	—	—	—	—	—	—		
	上士幌歯科クリニック		—	—	—	—	—	—	—	—		
	塚本歯科医院	※3	—	—	—	—	—	—	—	—		

※今年度は役場戸籍窓口の臨時開設はありません

※1…12月31日は13時～17時のみ臨時営業

※2…12月28日、1月4日は午後休診

※3…12月27日は午後休診

ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください

	:営業しています。
—	:お休みの日です。